

【アメリカ】2017年女性・平和・安全保障法の成立

国際連合は、2000年に、女性・平和・安全保障に関する安保理決議第1325号を採択した。同決議は、紛争によって不利な影響を受ける者の大多数は女性と子どもであるとし、紛争予防・紛争解決・和平プロセスの意思決定に女性の参加が増えることを求め、加盟国に対して行動計画の策定を要請している。アメリカは、2011年に発令された大統領令第13595号に基づき、行動計画を策定した（2016年に更新）。連邦議会はこの取組に対する支持を表すために、2017年10月6日に、「2017年女性・平和・安全保障法」（P.L.115-68）を成立させた。この法律は全9か条から成る。平和構築と紛争予防活動において、女性の参加が有益であるとした上で、大統領に、包括的かつ具体的な目標設定を定めた戦略の策定を求め（第5条）、国務省及び国防省に、女性が当該活動に参加できるように、支援対象地域における訓練の実施を求めている（第6条）。

海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ68/pdf/PLAW-115publ68.pdf>

【アメリカ】交通機関の従事者への薬物検査の強化

運輸省は、2017年11月13日に、交通機関の従事者に対する薬物検査プログラムに関する新しい規則を2018年1月1日から施行することを発表した。アメリカでは、1991年に制定された法律（P.L.102-143）により、運輸省は保健福祉省と協働して、安全を第一にすべき職業（safety-sensitive employee）である交通機関の従事者（パイロット、航空管制官、列車運転士、トラック運転手など）に対して薬物検査を実施している。これまでは、アルコール及びマリファナ・コカインなどの規制薬物が検査の対象であったが、新たに医療用麻薬「オピオイド」（ヒドロコドンなど4種の薬物）を検査対象とする。オピオイドは鎮痛剤として処方されているが、その乱用が社会問題となり、2015年には全米で3万3千人が死亡している。2017年10月26日、トランプ大統領は公衆衛生の非常事態を宣言していた。

海外立法情報調査室・原田 圭子

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-11-13/pdf/2017-24397.pdf>

【カナダ】取材情報源の保護に関する法改正

2017年10月18日、取材情報源の保護を目的とするカナダ証拠法及び刑事法典の改正法が成立した（S.C. 2017, c. 22: Journalistic Sources Protection Act）。改正のきっかけは、取材情報源の捜査をめぐる、2016年11月に発覚した地方警察の不祥事である。当時、モンリオール市警察はコラムニストの携帯電話データを追跡しており、ケベック州警察は複数の記者の通話を5年にわたって監視していた。今回の改正により、警察等が取材情報源の開示を求める場合は、上級裁判所の捜査令状に基づくこととされた。保護対象となる「ジャーナリスト」は、メディアでの発信のために情報の収集・執筆・生産を行うことを主な職業とする者であるが、現役である必要はなく、また、その助手も含まれる。令状は、他に情報入手の合理的手段がなく、犯罪捜査により得られる公益が情報源保護の利益を上回ると認定された場合のみ発付される。警察が入手した取材記録等の複製を作成する場合にも上級裁判所の許可が必要となる。

海外立法情報課・塚田 洋

・ http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2017_22/FullText.html

【フランス】源泉徴収制の導入

フランスには、これまで所得税の源泉徴収制がなく、確定申告制だけであった。2017年11月13日、ダルマナン（Gérald Darmanin）行動・公会計大臣（ministre de l'Action et des comptes publics）が、2019年1月1日から源泉徴収を行うことを発表した。源泉徴収制は、オランド前政権が、行政手続の簡素化の一環として2017年予算法によって2018年1月1日から導入することを決定していたものであるが、マクロン現政権は、徴税方法の修正や移行期間の設置等のため、2017年9月22日のオルドナンス（委任立法）で、導入を延期していた。今回の発表により、正式に導入時期が公表された。徴税方法や罰則などは、2017年補正予算法などに反映される。源泉徴収制が始まれば、前年の所得に応じた税金を支払うこれまでの制度と違い、生活状況の変化や所得の増減がその年のうちに納税額に反映される。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <http://proxy-pubminefi.diffusion.finances.gouv.fr/pub/document/18/22868.pdf>

【フランス】新しい栄養表示ラベル

フランスでは、教育水準や所得による健康格差が問題となっている。これを改善するため、食品会社や流通会社に対して、試行を経て新しく導入された栄養表示ラベル「ニュートリスコア（Nutri-score）」の使用を推奨するアレテ（省令に相当）が、連帯・保健相、農業・食料相、経済・財政相付き政務長官によって2017年10月31日に制定された。ニュートリスコアは、食品の栄養価を、色とアルファベットを用いて5段階で表示するもので、栄養価が高いものから順に、緑A、黄緑B、黄色C、橙D、赤Eとなっている。導入前に60のスーパーマーケットで試行が行われ、多くの消費者、特に安価な製品を購入する消費者層の購買行動に変化が見られたことで、ニュートリスコアの有効性が確認された。ラベルの使用は任意だが、ニュートリスコアが消費者に栄養価の高い食品の購入を促すことが期待されている。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2017/10/31/SSAP1730474A/jo/texte>

【ドイツ】電子足輪—過激犯の保安処分権を拡張する第53次刑法典改正

国家的危機を招く過激派犯罪の防止を目的として、危険人物の電子的監視（いわゆる「電子足輪」）を拡張するため、刑法典を改正する法律が2017年6月16日に公布された（2017年7月1日施行）。「電子足輪」とは、電子的に現在地を監視するための装置で、定期的に基地局への無線通信を行う機能を有しており、片方の足首に装着させられる。基地局が信号を受信しない場合、許されている領域外に出たか、装置が破壊されたことになるため、監視する官庁へ警告が送られる。電子足輪の装着対象となるのは、国家の安全又は治安に対する重大犯罪で有罪判決を受け服役した者で、服役刑終了後に裁判所の判断で装着の命令が下される。この場合の重大犯罪には、国家を危機に陥らせる重大な暴力やテロ資金調達の準備、国内外のテロ組織支援が含まれる。服役刑については、これまでは3年以上が対象だったが、2年以上へ引き下げられた。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/797/79794.html>

【ドイツ】非配偶者の精子使用により出生した者の血統を知る権利を定める法律

ドイツでは、毎年約 1,200 人が第三者から精子提供を受けて生まれている。こうした子が生物学上の父について知る権利（出自を知る権利）を定める法律が、2017 年 7 月 21 日に公布された。この法律は、「精子提供者登録制度を設立し、非配偶者精子使用後の精子提供者に関する情報提供について規定する法律」（全 13 条）を制定し、民法及び民法施行令を改正する（2018 年 7 月 1 日施行）。主な内容は、①ドイツ医療記録情報研究所（DIMDI）に、連邦全域に係る中央精子提供登録簿を設置する、②精子提供者と提供を受けた女性それぞれの個人データ取得と DIMDI への送信を実施施設に義務付ける、③精子提供により出生した子は、満 16 歳以降、精子提供者に関する情報を請求することができる、④精子提供者は法的父親ではなく、監護権（親権）、扶養権及び相続権に関する請求権は発生しない、⑤データ保存期間は 110 年間とする、である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/788/78824.html>

【ロシア】インターネットによる連邦予算法案の提出を認める法改正

2017 年 9 月 30 日連邦法第 285 号「ロシア連邦予算法典の改正について」（以下「予算法案提出簡素化法」という。）によってロシア連邦予算法典第 192 条第 4 項に補足条項第 2 号が設けられ、インターネットを利用して国家院（下院）に連邦予算法案を提出することが認められた。ロシア連邦予算法は次年度予算及びこれに続く 2 年間の計画期間における予算を含むため、数千ページの膨大なものとなる。予算法案提出簡素化法は、インターネットを利用することで予算法案の提出手続を簡略化することを意図したものであるが、国防や諜報活動等の機微分野に係る機密指定部分は従来と同様に紙面で提出しなければならない。この改正は 2018 年 1 月 1 日から施行されるため、2018 年秋に策定される予定の 2019 年度及び 2020-2021 年度の計画期間における連邦予算法案はインターネットを用いて下院に提出されると見られる。

海外立法情報課・小泉 悠

・ <https://rg.ru/2017/10/03/285-fz-dok.html>

【ロシア】ロシア軍とベラルーシ軍の物品提供協定

2017 年 10 月 3 日連邦法第 297 号「ロシア連邦及びベラルーシ共和国の地域部隊集団に対する相互の技術的保障に関するロシア連邦政府及びベラルーシ共和国政府間の協定の批准について」が成立し、同日施行された。これは 2016 年 2 月に締結されたロシア及びベラルーシ間の協定を批准するものであり、有事に設置される両国の合同軍（地域部隊集団）に対する物品（武器及び装備品等）の供給について規定している。同協定によると、ロシア軍とベラルーシ軍は平時において有事の物品相互提供計画を共同で策定し、必要な軍事施設の維持・整備を行う。ただし、物品の提供については、ロシア軍が自国の予備物品を用いて実施するとされているほか、戦争の危険が迫っている場合にベラルーシ国内の集積場所にロシア軍が物品を移送することも規定されている。したがって、相互とは銘打っているものの、実際には片務的な協定であると言える。

海外立法情報課・小泉 悠

・ <https://rg.ru/2017/11/01/voiska-dok.html>

【韓国】カレンダー製作基準に係る法的根拠の新設

韓国では毎年、政府系研究機関により、官公署の公休日等が記載された月暦要項（暦要項に相当）が発表され、民間企業によるカレンダー製作の際の基準となっている。月暦要項には法的根拠はなかったが、2017年10月24日、天体観測業務について定める天文法が改正され、月暦要項の法的根拠が整備された（2018年4月25日施行）。今回の法改正により、月暦要項を「官公署の公休日、記念日、二十四節気等の資料を表記したものであって、カレンダー製作の基準となるもの」と定義する規定（第2条第6号）が新設された。また、科学技術情報通信部（部は省に相当）長官に対し、官公署の公休日を赤色で表記した月暦要項を作成し、官報に記載することが義務付けられた（第5条第3項）。今回の法改正には、官公署の公休日に含まれる、任期満了に伴う国政選挙及び地方選挙の投票日（水曜日）を赤色で表記するように誘導する意図が込められている。 海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y1B6W009I2X3P1X6H5R4V5J2X1R9X1

【韓国】不妊治療休暇の導入

2017年11月28日、「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」が改正され、不妊治療休暇制度が導入された（2018年5月29日施行）。今回の法改正により、従業員が人工授精又は体外受精等の不妊治療を受けるために不妊治療休暇を申請したときは、年間3日以内の休暇（最初の1日は有給）を与えることが事業主に義務付けられた。ただし、従業員が請求した時期に休暇を与えることにより、正常な事業運営に重大な支障を来す場合は、事業主は従業員と協議し、休暇の時期を変更することができる（第18条の3第1項）。また、事業主は、不妊治療休暇を理由とした解雇、懲戒等の従業員に不利益な取扱いをしてはならない（同条第2項）。同条第1項の規定に違反し、事業主が不妊治療休暇を与えなかったときは、500万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の過料に処される。なお、不妊治療休暇の申請方法、手続等は、大統領令で定める。 海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N107M0A9L2H2T2X0F1P4M2T0G8K0U5

【中国】不正競争防止法の改正

2017年11月4日、第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において、不正競争防止法が改正された（2018年1月1日施行）。市場における不正競争行為を禁止し、事業者及び消費者の合法的権利利益を保護することを目的とする同法は1993年に制定・施行されたが、オンライン取引の普及、経済発展に伴う事業形態の多様化等、その後の大きな状況変化の中で十分な実効性が確保できず、規定内容の見直しが課題となっていた。主な改正点は、①独占禁止法、商標法、広告法、入札法の規定との重複箇所の削除、②他人の商品又は営業との混同、商業賄賂（商業上の利益を目的とする贈収賄）、虚偽宣伝、営業秘密侵害、景品付販売、信用毀損に関する旧法の見直し及び詳細化、③インターネット上の不正競争行為に関する規定の新設、④罰則強化、⑤民事賠償責任優先（民事賠償を過料より優先する。）の原則の明記等である。 海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art_11_206618.html

【台湾】外国人専門人材の誘致促進のための立法

外国人専門人材の受入拡大による国際競争力の向上を目的とする外国人専門人材誘致雇用法が、2017年10月31日、台湾立法院で可決、成立し、同年11月22日に公布された。近年、少子高齢化が加速する中で、台湾政府は国内の人材不足を補うため、専門的な知識や技術を有する外国人を誘致するための取組を強化している。今回の立法はそれを更に進め、各種の就労要件の緩和について定めるものである。①労働許可、居留ビザ、外国人居留証、再入国許可を一本化し、特定の雇用主の招へいを必要としない「就業ゴールドカード」の導入、②外国人居留証の有効期限の3年から5年への延長、③最長6か月の求職者用ビザの新設、④永久居留証取得者の配偶者及び未成年の子に係る永久居留証申請要件の緩和、⑤永久居留証取得者の台湾の法定退職金制度への加入、⑥個人所得税の優遇等の内容が含まれている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7337:3-10>

【フィリピン】パスポートの有効期限延長に関する改正

フィリピンは、海外移住労働者及び永住者も含めると、国民の1割に相当する約1千万人が国外居住である。そのため、パスポート更新に係る国民の負担及び大使館・領事館の業務繁忙が問題となっていた。2017年8月2日、ドゥテルテ大統領は、更新の負担軽減を目的とした、改正パスポート法（R.A.No.10928）に署名した（2017年8月17日施行）。改正によりパスポートの有効期限は、改正前の5年から、10年に延長された。ただし、18歳未満の者へは、引き続き有効期限5年のパスポートのみを発行する。また、国の経済的利益又は政治的安定のため、必要な時はいつでも有効期限を10年未満に制限することができる（第1条）。外務省は、国民の利便性等に配慮した発給制度への改善と、パスポートのセキュリティ性能等の向上を図るため、規則制定を含む必要な対応を取らなければならない（第2条）。

海外立法情報課・合地 幸子

・ <http://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2017/08aug/20170802-RA-10928-RRD.pdf>